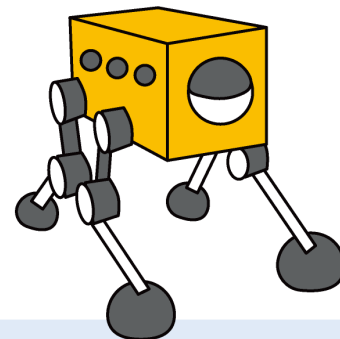


フィジカルAIを活用した歩行型ロボット の社会実装に向けた公道実証実験の推進

令和8年
結論・措置

日本のAIロボット産業が社会課題の解決に貢献できる環境を整備します。

- ①警察庁が歩行型ロボットの公道実証実験に係る**道路使用許可の具体的な審査基準を明確化**し、歩行者と混在する「歩車混合型」での**段階的な実証実験を可能**とします。
- ②国土交通省が歩行型ロボットの道路運送車両法上の取扱いを**整理・明確化**します。
- ③道路使用許可・保安基準の緩和認定など必要な手続きを一覧化し、申請者の利便性を向上させます。



ビフォー（従来）

許可基準	歩行型ロボットの道路使用許可審査基準が存在しない
実証実験	歩行者と混在する歩車混合型での実証実験が事実上困難
許可の予見性	許可の可否・条件が不明確で、都道府県・警察署ごとに対応がバラバラ
車両法上の取扱い	歩行型ロボットが道路運送車両に該当するか否か不明確
保安基準の緩和認定	歩行型ロボットへの適用が明確化されていない
手続き情報	ウェブサイト分散しており、一元的な把握が困難



アフター（今後）

許可基準	歩行型ロボットの 道路使用許可審査基準 を新たに策定
実証実験	歩車混合型への 段階的な実証実験 が可能に
許可の予見性	全国共通の明確な基準 で許可の可否・条件が 事前に把握可能
車両法上の取扱い	道路運送車両法上の位置付けを 整理・明確化
保安基準の緩和認定	歩行型ロボットへの適用を明確化し、申請が可能に
手続き情報	必要な手続きを ウェブサイト で 一覧化 し、申請の利便性が向上

企業の法務業務における

令和8年検討開始、
令和8年度上期結論、
結論を得次第
速やかに措置

AIリーガルテックの活用ルールを明確化

AIを活用した契約書の自動作成・審査サービス（AIリーガルテック）と弁護士法との関係を**利用者目線で明確化・見直し**ます。
これにより、新たなサービスが弁護士法に抵触するかを明確化し、企業の法務部門がAIリーガルテックを安心して活用できる環境を整備します。



ビフォー（従来）

 AIサービスの法的位置付け
AIを使った契約書等関連業務支援サービスが弁護士法に抵触するか不明確

 事業者への影響
「違法の可能性あり」との懸念から、適法なサービスまで自粛・断念する事例も

 技術進歩への対応
ガイドラインが旧来の技術水準を前提としており、新技術に対応できていない



アフター（今後）

 AIサービスの法的位置付け
利用者目線で明確化・見直し、**安心してサービスを提供・利用可能に**

 事業者への影響
誤解と萎縮を解消し、**AIリーガルテックの開発・提供・活用が活性化**

 技術進歩への対応
生成AI・AIエージェント等の最新技術も見据えた**柔軟なルールを整備**

遠隔監視が担保された場合における

令和8年
措置等

わなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）

スマート技術で鳥獣対策を変えるー遠隔監視ICT機器の活用でわなの見回りルールを見直します

遠隔でわなの状態を確認できる ICT 機器（遠隔監視 ICT 機器）を活用する場合には、毎日の見回りを必須とせず、わなが作動した際の通知を受けて見回りを行うなど、合理的な見回り方法を認めるよう、鳥獣保護管理基本指針の改正をはじめ、**講習テキスト・都道府県マニュアル・農林水産省マニュアルの見直し**を行います。これにより、担い手不足の中でも安全かつ効率的な鳥獣捕獲を推進し、**農作物・森林被害の軽減**を目指します。



ビフォー（従来）

👁️ 見回りルール

毎日の見回りを求める都道府県あり

👤 見回りの負担

高齢化・人手不足の中、頻繁な見回りが狩猟者等に大きな負担

🏠 安全リスク

見回り中にクマ等と遭遇・負傷する事例が発生

📱 ICT機器活用時の扱い

遠隔監視ICT機器を使っても毎日の見回りを求める都道府県あり、対応がバラバラ

📖 講習・マニュアル

毎日の見回りを求める場合あり

📊 捕獲体制

担い手不足により捕獲が十分に実施できない地域が発生



アフター（今後）

👁️ 見回りルール

遠隔監視ICT機器活用時は毎日の見回りが不要に。わな作動の通知を受けて見回りすればOK

👤 見回りの負担

ICT機器で遠隔確認することで、**見回り回数を削減**

🏠 安全リスク

不要な現地訪問を減らし、クマ等との遭遇リスクを低減

📱 ICT機器活用時の扱い

全国共通の合理的な**見回りルールを明確化**

📖 講習・マニュアル

講習テキスト・都道府県マニュアル・農林水産省マニュアルを**一斉見直し**、ICT活用時の合理的な見回り方法を明記

📊 捕獲体制

省力化・効率化により、担い手不足の地域でも**捕獲活動を継続・強化**

法人登記の代表者住所 非表示措置の対象拡大及び運用改善

令和8年度
速やかに措置等

法人代表者の自宅住所を登記事項証明書等で非公開にできる制度を、すべての法人に拡大します。

登記事項証明書等上の住所を行政区画（都道府県・市区町村）のみの表示とする「代表取締役等住所非表示措置」が令和6年10月に創設されました。

この制度の対象を一般社団・財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人など**すべての法人の代表者に拡大する**とともに、**申出のタイミングの柔軟化**や、**代表者本人による住所証明書類の取得を可能**にするなど、制度の使いやすさを**大幅に改善**します。



ビフォー（従来）

対象	株式会社の代表取締役等のみ
申出のタイミング	設立・就任登記と同時のみ
過去に登記された住所	非表示にできない
代表者本人	自分の住所入りの証明書を取得できない
一般社団・NPO・医療法人等の代表者	住所が誰でも閲覧可能



アフター（今後）

対象	すべての法人の代表者に拡大
申出のタイミング	登記申請と別のタイミングでも申出可能
過去に登記された住所	さかのぼって非表示化が可能
代表者本人	自分の住所入りの証明書を取得できる
一般社団・NPO・医療法人等の代表者	住所を 非表示 にして安心して活動できる

役員に関する事項	東京都千代田区 一丁目1番1号 代表理事 内閣 太郎
----------	-------------------------------



役員に関する事項	東京都千代田区 代表理事 内閣 太郎
----------	--

AI時代に対応する規制・制度改革の在り方

令和8年結論、
結論を得次第
速やかに措置等



AI時代に対応する機動的・柔軟な規制・制度改革を強力に推進します。

AIをはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、各規制改革関連制度の積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化に取り組みます。



ビフォー（従来）

🕒 規制改革のスピード

技術進歩に制度が追いつかず、改革まで長期間を要することも

🗨️ 相談窓口

制度ごとに窓口がバラバラで、どこに相談すればよいかわからない

🔍 調査・実証の予算

毎年夏の概算要求まで待つ必要がある

⌚ 規制改革の検討期限

期限が設定されず、結論を得るまでに時間を要することも

📄 情報の把握・活用

規制改革に至らなかった事例が活用されず、課題が蓄積されたまま



アフター（今後）

🕒 規制改革のスピード

AIを活用したリアルタイムの課題収集・分析で迅速に対応

🗨️ 相談窓口

一元的な相談窓口を設置し、適切な担当府省へ迅速につなぐ

🔍 調査・実証の予算

規制改革のための調査・実証を早期化させる予算確保の仕組みを整備

⌚ 規制改革の検討期限

検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化

📄 情報の把握・活用

規制改革に至らなかった事例も含め情報を集約し、規制改革推進会議での検討に活用